

平成30年度

定期監査結果報告書

智頭町監査委員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の範囲	1
3	監査の実施期間及び対象	1
4	監査の方法	1
5	監査の結果	2
6	監査の意見	2～8
	(1) 共通指摘事項	2
	◆事務執行	
	◆定期監査提出資料のチェック	
	◆町の債権管理の適正化	
	◆随意契約	
	(2) 個別指摘事項	3～8
	◆総務課	3
	公共用地先行取得事業	
	◆会計課	4
	◆議会事務局	4
	◆税務住民課	5
	住宅新築資金等貸付事業・簡易水道事業	
	公共下水道事業・農業集落排水事業	
	国民健康保険事業（国保税・徴収費）	
	◆福祉課	6
	国民健康保険事業・介護保険事業	
	介護保険サービス事業・後期高齢者医療	
	◆地籍調査課	6
	◆農業委員会	6
	◆地域整備課	6
	◆山村再生課	7
	◆企画課	7
	◆教育委員会	7
	◆病院事業	8
	◆水道事業	8

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

2 監査の範囲

平成 30 年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理

3 監査の実施期間及び対象

平成 30 年 10 月 15 日から平成 30 年 10 月 30 日までの期間、次の部署を対象に実施

実 施 日	監 査 対 象	
平成 30 年 10 月 15 日	総 務 課	公共用地先行取得事業
	会 計 課	
	議 会	議会事務局
平成 30 年 10 月 16 日	税 務 住 民 課	住宅新築資金等貸付事業 簡易水道事業 公共下水道事業 農業集落排水事業 国民健康保険事業（国保税・徴収費）
平成 30 年 10 月 17 日	福 祉 課	国民健康保険事業 介護保険事業 介護保険サービス事業 後期高齢者医療
平成 30 年 10 月 18 日	地 籍 調 査 課	
	農 業 委 員 会	
	地 域 整 備 課	
平成 30 年 10 月 19 日	山 村 再 生 課	
平成 30 年 10 月 22 日	企 画 課	
平成 30 年 10 月 23 日	教 育 委 員 会	
平成 30 年 10 月 24 日		
平成 30 年 10 月 25 日	病 院 事 業	
平成 30 年 10 月 30 日	水 道 事 業	

4 監査の方法

平成 30 年度智頭町一般会計及び特別会計並びに公営企業会計について、関係法令に基づき、財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的であるかに主眼を置き実施した。

監査にあたっては、事前に各部署から必要な資料及び諸帳簿等の提出を求め、その資料に基づき、照合・検査等を実施するとともに、関係職員から事務事業の状況について説明を受け、聞き取りにより現状を把握した。

5 監査の結果

監査した結果、財務事務の執行及び経営に係る事業の管理については、総括的には法令等に準拠し、総じて適正に処理されていると認められたが、一部については改善、検討を要する点が見受けられたので、次のとおり共通指摘事項及び個別指摘事項として記述した。速やかに改善に取り組んでいただきたい。

個別指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、その旨を報告いただきたい。

また、共通指摘事項については、各課の指摘事項としての共通認識を持ち、適正な事務を行っていただきたい。

なお、事務処理上留意すべき点のうち、監査の際に見られた軽易な事項などは、その都度口頭で改善を促した。

6 監査の意見

(1) 共通指摘事項

◆事務執行

定期監査において、基本的な事務執行に適正を欠くものが多く見られた。

定期監査における指摘事項については、単に事務手続き上の誤りを是正するだけでなく、その原因分析を行い、再発防止に向けた措置を速やかに講じることで、事務執行の適正化に取り組まれない。

◆定期監査提出資料のチェック

定期監査にあたり各部署から提出された資料の中に、記入誤りが多く見受けられた。

記入誤りがあると、提出書類の信頼性を欠き、本来の業務の有効性や効率性を示せないため、各部署で十分チェックされたうえで提出されたい。

◆町の債権管理の適正化

平成 30 年 3 月に智頭町債権管理条例及び智頭町債権管理条例施行規則が制定されたことに伴い、履行期間が経過した債権は、時効の援用を待たず債権放棄を行うことが出来るようになった。債権放棄による債権の整理は、債権管理を確実に行ったうえで法に基づき行われるもので、適切な徴収体制による最大限の徴収努力が前提である。

今後は、履行期間が経過するまでの間における交渉経過の記録を徹底し、安易に債権放棄の対象とならないよう適切な債権管理に努められたい。

町民の公平性及び財源の確実な確保を図るためには、債権の適正、的確な管理及び回収を進めることが必要である。

◆随意契約

決裁書類に随意契約の適用条項の記載がないもの、また、適用条項の記載はあるが適切でないもの、理由が記載されていないもの、見積方法が不適切なものが散見された。

随意契約を行う場合は、複数の業者からの見積を徴する（財務規則 144 条）とともに、財務規則 143 条の(1)から(7)までの法的根拠と随意契約を行う客観的理由を起案文章に明記されるよう努められたい。

(2) 個別指摘事項

指摘事項については、次の区分によるものである。

- ◆「検 討」（検討を要するもの）
 - ア) 事務の処理方法の統一など各部局間の調整を要するもの
 - イ) 予算措置上又は制度上の不備で検討を要するもの
- ◆「改 善」（改善が必要なもの）
 - ア) 法令、条例、規則等に明らかに違反しているもの
 - イ) 予算を目的外に支出しているもの
 - ウ) 不経済な行為又は損害を生じているもの
 - エ) 収入確保上や経済性に欠ける執行が明白で改善を要するもの
 - オ) その他著しく不適切又は妥当性を欠くもの
- ◆「注 意」（注意すべきもの）
 - ア) 事務処理の記載誤り、記載漏れなどの軽易な誤りのもの
 - イ) その他今後の事務処理に当たり、留意すべきもの

《総 務 課》

◆「検 討」

- ①智頭町財務規則第 65 条第 1 項では、「支出負担行為は、課長等が関係書類により収支決定権者の決裁を受けてこれを行わなければならない。この場合において、本庁にあってはあらかじめ総務課長に合議し、その確認を受けなければならない」とされ、第 66 条第 1 項で支出負担行為として整理する時期等が定められている。
平成 30 年 4 月 1 日（日曜日）に締結する必要がある契約に関して、支出負担行為として整理しなければならない時期までに起案すべきところ、4 月 1 日付けで起案、決裁されている場合が多く見られた。しかし、一部、3 月中に起案、決裁しているものもあり、対応が統一されていない。「支出負担行為として整理する時期までに起案を要する」等の周知徹底について検討されたい。
また、商習慣上複数年の契約を結ぶ業務や、一日も欠くことのできない業務を、毎年度当初に更新している委託契約が多く見られた。現行の委託契約を見直し、長期継続契約の移行を検討されたい。
- ②厳しい財政状況の下で行政サービスの品質を上げていくために、業務の委託化の推進と、委託契約の適正化は、歳出削減のためにも重要なことである。
委託料の適正化を図るため、委託に当たっての要件、委託業務内容の見直し、委託先の選定、長期継続の適否、委託契約書の作成等の項目を定めた契約事務の手引き等の作成を検討されたい。
- ③地方公共団体における契約の締結は、一般競争入札が原則であり、随意契約は財務規則 143 条の(1)から(7)に該当する場合に限って実施できるもので、競争の方法によらないで任意に特定の相手方を選定して締結する例外的な契約方法である。その運用を誤ると、相手方の固定化を招くおそれや、業者選定の方法によっては価格の高止まりや不適正な価格での契約など、結果として公平性を欠く可能性があり、契約当事者の主観で判断される危険性もあるため、その運用に当たっては、厳密さが求められる。

以上のことから、随意契約に関する具体的かつ客観的な適用要件を定めたガイドラインの策定について検討されたい。

また、随意契約理由、根拠条文の明記及び2人以上からの見積書の徴取がないものが散見された。各課に改めて周知をし、随意契約理由、根拠条文の明記及び2人以上の見積書の徴取の徹底を図られたい。

- ④智頭町財務規則第164条第1項では、「普通財産の貸付けを受けようとする者は、普通財産貸付申込書(様式114号)を総務課長を経て町長に提出しなければならない。」第2項では、「町長は、普通財産の貸付けをしようとするときは、契約書を作成して、これをしなければならない。」とされている。旧小学校跡地の民間業者との賃貸契約について内容を検討されたい。
- ⑤公共用地先行取得事業の土地取得費を「繰出金」で処理されているが、実際は基金の運用から生じる収益(利息)の「積立金」であることから、歳出科目について検討されたい。

◆「注 意」

- ①随意契約起案に随意契約理由及び根拠条文が記載されていないものが散見された。適正な事務処理をされたい。
- ②郵券等の管理状況について、郵券受払簿と現物を確認したところ、現物と枚数との相違があった。郵券受払簿に記載漏れがあったとの説明であるが、適正な事務処理をされたい。業務終了後の管理体制も不十分であり、鍵のかかる書庫で保管していただきたい。

《会 計 課》

◆「注 意」

- ①公金について、引き続き適正な管理に努められたい。

《議会事務局》

◆「検 討」

- ①議会図書室の設置について、地方自治法第100条第18項では、「議会は、議員の調査研修に資するため、図書室を附置し前2項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない」とされ、設置が義務付けられているので検討されたい。
- ②議員への情報提供の迅速化や費用削減を目的にタブレットを導入する自治体が増加している。他自治体の先行事例を基に効果と課題を検証し、導入に向けた取り組みを検討されたい。

《税務住民課》

◆「検討」

- ①平成 30 年 3 月の総決算の収入未済額は 119,251 千円で、前年度に比べ 12,096 千円 (9.2%) 減少しているものの、依然として多額となっている。収入未済額の解消は、財政運営や町民負担の公平性を図り、行政への信頼を高めるという観点からも極めて重要である。各課の滞納整理に関する情報が担当課、担当者でとどまることのないよう、智頭町滞納整理対策本部（平成 17 年 5 月設置）の事務局として、私債権を含めた債権回収会議を定期的を開催し、各課の滞納整理状況及び実施計画の進捗状況を把握され、必要に応じて担当部署への支持・指導を行う等、本部機能の強化策を検討されたい。
- ②智頭町債権管理条例第 5 条では、「町の債権を適正に管理するために必要な事項を記載した台帳を整備するもの」とされ、智頭町債権管理条例施行規則の第 1 条で台帳の記載事項を定めている。同条(5)で「その他町長が必要と認める事項」とされているが、一連の経緯が把握できるような関係書類（交渉記録）については記載がない。納付交渉を行った場合は、交渉日時、場所、内容、対応者等の記録が必要であり、債権台帳を整備するものとして交渉記録簿により記録することが必要と考える。交渉記録の周知徹底について検討されたい。

◆「注意」

- ①施設清掃業務委託契約書の受託者で、代表権のない事業所の管理者との契約が見られた。適正な契約事務に努められたい。
- ②郵券等の管理状況について、郵券受払簿と現物を確認したところ、現物と枚数との相違があった。適正な事務処理をされたい。業務終了後の管理体制も不十分であり、鍵のかかる書庫で保管していただきたい。
- ③公共下水道事業及び農業集落排水事業の収入未済額について、平成 29 年度末の収入未済額と平成 30 年度の調定額の相違は、財務会計システムにおける調定の起票漏れによるものとの報告があった。収入調定が上がっているか定期的にチェックを行う等、適正な調定事務処理をされたい。
- ④農業集落排水事業で「平成 30 年 7 月豪雨」災害復旧工事設計監理業務委託契約及び災害復旧工事請負契約で、稟議起案、決裁が起算日で処理されていた。適正な事務処理をされたい。
- ⑤農業集落排水事業及び簡易水道事業の水質検査料について、鳥取県保健事業団と委託契約をしているが、手数料で処理されている。適正な事務処理をされたい。
- ⑥国民健康保険税、住宅新築資金等貸付事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業の収入未済額について、智頭町債権管理条例等に基づく債権の適切な管理及び早期での収納対策の取り組みにより、収入未済額の縮減に努められたい。

《福 祉 課》

◆「注 意」

- ①委託契約の随意契約起案に随意契約理由及び根拠条文が記載されていないものが散見された。特定の随意契約は地域の実情に応じ、福祉の向上を図る政策的な見地から判断した随意契約であると思われるが、稟議の際に随意契約理由及び根拠条文を明記するよう周知徹底されたい。
- ②障がい福祉サービスシステム使用料の委託契約を締結しているが、使用料及び賃借料で処理されている。適正な事務処理をされたい。
- ③介護保険事業、後期高齢者医療の収入未済額について、智頭町債権管理条例等に基づく債権の適切な管理及び早期での収納対策の取り組みにより、収入未済額の縮減に努められたい。

《地籍調査課》

◆「注 意」

- ①地籍管理システム利用契約書に記載されている契約当事者の文言では借借人と貸貸者と記載されているが、契約者欄では、委託者と受託者と記載されている。適正な契約事務に努められたい。
- ②地籍調査の進捗率は平成 29 年度末で 37.1%である。地籍調査はまちづくりの基本であり、固定資産税を賦課する行政として重要である。智頭町森林組合への業務委託等により、引き続き、実施面積拡大に向けて取り組みを進められたい。

《農業委員会》

◆「注 意」

- ①農業委員活動報告書について、事務局において、適切な指導に努められたい。

《地域整備課》

◆「検 討」

- ①智頭町道路等愛護事業交付金交付要綱（平成 30 年 4 月 1 日施行）について、改正を検討すべき事例が見られた。当該事例は、交付金交付要綱第 5 条第 1 項では、「本交付金」と記載されているが、第 5 条第 2 項、第 6 条第 1 項及び第 2 項では、「本補助金」と記載され、交付金と補助金が混同している。要綱の改正を検討されたい。

◆「注 意」

- ①過年度清算金の管理・回収について、様々な取り組みがなされているが、引続き、積極的、計画的に鋭意取り組まれたい。
- ②施設清掃業務委託契約の受託者で、代表権のない事業所の管理者との契約が見られた。適正な契約事務に努められたい。
- ③業務委託契約書の文言で、業務場所とすべきところが業務番号と記載されていた。適正な契約事務に努められたい。
- ④建設工事請負契約書の文言、印紙等において不備が見られた。相互チェック体制を徹底されたい。

《山村再生課》

◆「注 意」

- ①定期監査にあたり提出された資料の中に、記入誤りが多く見受けられた。記入誤りがあると、提出書類の信頼性を欠き、本来の業務の有効性や効率性を示せないため、十分チェックされたうえで提出されたい。
- ②建設工事請負変更契約書の金額欄に増減額と記載され、増額か減額か不明な契約が見られた。適正な契約事務に努められたい。
- ③智頭町園芸産地活力増進事業費補助金の起案書で、職務権限に基づき、適正に権限者が押印しているが、課長決裁でないにもかかわらず、課の決裁印が押印されていた。適正な事務処理をされたい。
- ④業務委託契約で、最終期限が定められていない1年の自動更新契約が見られた(3件)。適正な契約事務に努められたい。
- ⑤業務委託事業については、費用対効果等、経済性について留意されたい。
- ⑥森林セラピー事業について、本年度体験者が大幅減少見込みである。自然災害の影響もあるが、森林セラピー推進協議会と連携し、成果の上がる対応策に留意されたい。

《企 画 課》

◆「注 意」

- ①過年度清算金の管理・回収について、様々な取り組みがなされているが、引続き、積極的、計画的に鋭意取り組まれたい。債権を適切に管理し、効率的な事務処理を行うためには、債権管理台帳を整備し、交渉の記録については、債権管理台帳に記載する等、適切な債権管理に努められたい
- ②委託契約で、最終期限が定められていない自動更新契約が見られた(2件)。適正な契約事務に努められたい。
- ③アドバイザー業務委託については、実績評価を徹底するなど、適正な契約事務に努められたい。

《教育委員会》

◆「注 意」

- ①国指定重要文化財「石谷家住宅」の保存活用整備事業について、特に文化財的価値を有する屋根等の老朽化が進んでおり、関係省庁と連携しながら、早急な補修等の対応に留意されたい。
- ②「石谷家住宅」及び「板井原集落」については、来訪者が漸次減少傾向にある。新たな集客方法及びPR方法等の対策に留意されたい。
- ③契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。適正な事務処理をされたい。
 - 1) 随意契約起案に随意契約理由及び根拠条文が記載されていないもの
 - 2) ソフトウェア保守契約で、最終期限が定められていない1年の自動更新契約
 - 3) 工事委託契約の印紙漏れ
 - 4) 施設清掃業務委託契約書の受託者で、代表権のない事業所の管理者との契約

- ④児童通園費補助金交付決定通知書では、交付対象期間が平成30年4月1日から平成30年4月30日とされていたが、起案書では、開始日を平成30年3月31日と定期券を購入した日が記載されていた。適正な事務処理をされたい。
- ⑤児童福祉費負担金（保育料）の収入未済額について、智頭町債権管理条例等に基づく債権の適切な管理及び早期での収納対策の取り組みにより、収入未済額の縮減に努められたい。

《病院事業》

◆「検討」

- ①大学病院から派遣された非常勤医師の人件費を、委託契約を締結することなく、特別病理委託料として会計処理されている。当該病院では、該当医師について源泉徴収がなされていることから、委託料ではなく、人件費として処理されるべきものと思われるが、検討されたい。

◆「注意」

- ①未収金の交渉経過は、「個々の請求伝票とともに記録し、管理されている」とのことであるが、債権を適切に管理し、効率的な事務処理を行うためには、債権者ごとの債権管理台帳を整備し、交渉の記録については、債権管理台帳に記載する等、適切な債権管理に努められたい。
- ②委託契約書の文言の誤り、印紙漏れ、随意契約理由漏れが見受けられた。適正な契約事務に努められたい。
- ③給食業務委託契約書（期間：平成30年4月1日～平成32年3月31日、起案日：平成30年8月7日、決裁日：平成30年8月16日）の原本が保管されていなかった。委託期間の開始から相当経過しているにもかかわらず、契約締結が完了しておらず、リスク管理上問題がある。早急に対処されたい。
- ④平成30年4月1日から同年8月31日までの伝票を精査したところ、決済処理日：平成30年7月23日、支払予定日：平成30年7月31日の決裁印漏れが見受けられた。適正な事務処理をされたい。
- ⑤外来及び入院患者数の減少が続いていることから、依然厳しい経営状況である。平成30年3月に改訂された病院改革プランの着実な実行により、一層の経営改善に取り組まれたい。

《水道事業》

◆「注意」

- ①水道事業の収入未済額について、智頭町債権管理条例等に基づく債権の適切な管理及び早期での収納対策の取り組みにより、収入未済額の縮減に努められたい。
- ②水道事業の健全経営の維持のため、引き続き、計画的な老朽管の更新、有収率の向上に努められたい。
- ③水道料金の収入未済額について、平成29年度末の収入未済額と平成30年度の調定額に相違が見られた。適正な調定事務処理をされたい。
- ④上水道メーター検針業務委託契約で、最終期限が定められていない1年の自動更新契約が見られた。適正な契約事務に努められたい。